

病第 1 号議案

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

◇ 横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会の設置について

1 趣旨

市民病院再整備に関しては、昨年度、附属機関を設置した上で、基本設計業務を担う事業者のプロポーザル評価を行いました。今後、**新病院の利便施設の設置・運営事業者やエネルギーサービスプロバイダー※**の選定にあたっては基本設計事業者と同様に、事業者からの提案評価を行い、最適な事業者を選定することを予定しており、これらの評価にあたって、「横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会」を設置します。

その際、外部有識者を含む委員を選任し、専門的見地からの適切な事業者評価を行うとともに、手続きの公正性・透明性を確保するため、条例改正により、附属機関として位置づけようとするものです。

また、昨年度設置した「横浜市立市民病院再整備基本設計事業者評価委員会」は所期の目的を終えたため、**廃止**いたします。

※ エネルギー供給事業者が自らの負担で顧客敷地内にエネルギー供給設備を設置して運営する方式。このため顧客側は初期投資を必要とせず、省エネやCO2削減の効果等も期待できる。顧客側はエネルギー使用量に応じてサービス料金を事業者に支払う仕組み。

2 附属機関の名称等

(1) 名称

横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会

(2) 担任意務

横浜市立市民病院再整備に関する事業者の提案に対する評価その他当該事業者の選定に係る評価に関する事務

(3) 委員の定数

10 人以内

3 施行期日

公布の日から施行します。

4 関係法令

地方公営企業法

第 14 条第 1 項 地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設ける。

5 今後の予定

条例施行後、案件に応じて評価委員会の委員を選任・委嘱した上で、評価委員会を設置します。その後、評価委員会を開催し、提案項目、評価方法等を決定した上で事業者からの提案を受け、その提案内容を評価します。

最終的には、評価委員会の評価結果に基づき、医療局病院経営本部の業者選定委員会において事業者を選定することになります。

